

日本語教育推進議員連盟の馳浩事務局長インタビュー

世界は外国人材の獲得競争に入っている時代

国として日本語教育を総合的に推進していく法律が必須

今、最も注目されている超党派の日本語教育推進議員連盟がまとめた日本語教育推進基本法案の国会提出を間近に控えて、法案取りまとめの中心にいた自民党衆議院議員で元文部科学大臣の馳浩・同議連事務局長にインタビューし、法案を取りまとめた狙いや目的、疑問点などを伺った。その詳細を以下に紹介します。日本語教育推進基本法は、昨年末に成立した入管難民改正法が目指す外国人労働者、すなわち外国人材の大幅な受け入れ拡大が、スムーズに進行するために欠かせない重要法案である。世界に範となるような共生社会を築けるかどうかは、この日本語教育推進法にかかっているといっても過言ではない。

(聞き手、全国日本語学校連合会主席研究員 佐伯浩明、同事務局 金久保知子)

◆教員免許法を改正して、日本語教師を自立させたい

——今回、超党派で法案化にこぎつけ、国会提出を目前にしている日本語教育推進基本法ですが、法案の趣旨は、第1条（目的）、第2条（定義）、第3条（基本理念）に書かれています。まずは、同法案の趣旨と法案にかけた馳先生のお考え、思いからお聞かせ下さい。

馳浩・日本語教育推進議員連盟事務局長 同法案は、超党派の日本語教育推進議員連盟でも了解をいただいて、各党の手続きに入っていますが、法案の趣旨は、法案に書かれていることが全てです。この法案が必要だと考えた一番のきっかけは、リーマンショックの後に、ずいぶん外国人労働者が解雇されたが、十分な対応がなされていない。日系人の場合、家族で来ておりました。とくに日系ブラジル人の場合、子供の教育が中断される。本国に帰るのか、転職するのか、正直言いまして外国人集住都市においては、ずいぶんと混乱が起きました。

その時、現地視察をした時に、日系人小中学生にお会いし、子供さんの日本語教育、母語の教育も含めて、ブラジル人学校や日本の公立高校にも行っている子供もいますが、残念ながら、そこでお伺いしたら、日本語教育が一番問題になったのです。従って、今後、外国人労働者を在留資格に基づいて受け入れていく場合には、労働者の日本語教育も当然必要だが、「子供たちが、わが国で安心して生活するような環境が必要ではないか」と考えました。

従って「学習言語と生活言語については、国策として、送り出し国、受け入れ国であるわが国、海外においても国内においても日本語教育の基盤整備を国の責任においてすべきではないか」という認識を持ちました。そこで当時、日本語教育に係る省庁は、どこが担当しているのか、と確認をしましたら、法務省、外務省、文科省、文化庁、総務省（これは地方自治の住民支援の観点からです）、経済産業省（外国人労働者を受け入れている企業に対する指導とか）、あと厚生労働省（これは労務関係ですね）、当然、第一次産業でも、技能実習生を受け入れていますから農林水産省、と計8つの省庁にまたがって、日本語教育政策が、現実に対応して下さっていることがわかりました。

その8つの省庁の横櫛を指すような「プラットホーム的な法律が必要ではないか」と。また、法律には所管省庁が必要ですから、国内は文科省、海外は外務省と国際交流基金。教育の専門と、外交の専門という意味で担当省庁を決めておりますが、法律の中でもご覧いただいたように、日本語教育推進連絡協議会の組織づくりを命じておりますので、担当省庁がしっかりして、法律で各省庁を横櫛で刺していくようなになれば良い、と考えました。

正直、現在でも4月1日から始まった出入国在留管理庁は、日本語教育機関について法務省が告示を出しておりますが、日本語教育の中身について作成しているのは文部科学省です。これを法律によって明示し、国策でやる意味は、財源の確保にあります。安定的な財源を確保し、テキストの開発や、日本語教師の養成や評価、日本語教育に関する機関や学校の評価、それから資格制度とか。

将来的に私は、教員免許法を改正して、日本語教師を自立させたいと思っています。これは、私や中川正春さんや河村建夫さんら歴代文科大臣の悲願であります。教員免許の中に日本語の教師資格はないのです。そういったことも視野に入れて、まさにステップとしては「国策として日本語教育を総合的に推進していく法律が必要ではないか」と基本的な意味合で立法したと。これが本音です。

◆母国語と日本語教育の両方が必要な子供達

——この法案の必要性は、日系の子供たちの教育問題から入っているのですね。

馳浩先生 つまり、リーマンショックのときに一番しわ寄せが行ったのが子供さんです。よく考えて見れば労働者も大変です。海外に目を転じて見れば、送り出し国、現地での日本語教育が必要です。それとは違う観点ですが、名古屋大学が、モンゴルやウズベキスタンで行っているように「日本語で日本の法律を理解していただき、日本の行政や法律を日本語で学ぶ」というハイレベルな教育もしてきました。こういったことも踏まえれば、「必要とされる段階毎に、日本語教育を向上させていく必要があるのではないかと考えます。

——お子さんのことを考えてと言われましたが、子供がいる立場から言うと、言葉が分からないお子さんが小学校にもおり、宿題の内容とかに非常に苦労している。さらに親御さんも、お母さん同士のコミュニケーションが取れなかったりするとかで、学校からの連絡が分からなかったりとか、弊害が色々出てきています。この日本語教育推進基本法がきちんと確

立されたら、全体の方々に行き渡るような方向に行ってくれればいいなと思います。

馳浩先生 大事なことは、外国人としての母語ですら十分ではない乳幼児の段階で来日されることが多くあります。そうすると、保育所、就学前だとまだ覚えるのが速いのですが、小学校低学年位で来日した場合には、母国語も十分にマスターしきれていない。日本語を習得する上での混乱も生じる。加えて、一番、小学校の低学年は、表現しづらいのですが、意外と残酷な面があるのです。

——良く分かります。

馳浩先生 お子さんは「死ね」とか「キモイ」とか、平気で思ったことを、意味が解ってなくても言うてしまうのですね。もの凄い心理的影響を与えてしまう。そこで、母語も大事にしつつ、生活に必要な日本語についても習得していくことが大事です。両方が必要なのです。アイデンティティーの問題が大事ですから。

◆「地方自治体の責務」は、「努力義務」に近い

——法案作成の趣旨がよく分かりました。2番目の質問ですが、法案の第4条で、日本語教育について、「国の責務」、「地方公共団体（地方自治体）の責務」、「企業の役割」が書かれておりますが、この責務を規定された趣旨はどのような観点からですか。

馳浩先生 それは法案に書いたように、国策としてやる以上は「国の責務」である。国の責務は、評価に基づく予算配分が必要ということです。資格制度も、国が責任をもって対応する。そういう意味では国の責任が一番大きい。で、必要とされる自治体においては「やって下さいね」という意味合いを含んでいます。

加えて外国人労働者については、職場における企業の役割を、国は、民間企業に責務を課すことはできませんから、役割として、雇用した外国人労働者には、就学義務はありませんが、公立小中学校には、外国人子弟も入ることが可能になっています。通うことはできますので、外国人の児童生徒に対する支援は、地方自治体としても、外国人が存在するカテゴリーごとに、きちんと対応してもらうのが必要です。こうして、国、地方自治体、企業ごとに「責務規定や努力義務規定や役割と言う形で、明確に法律上すべきではないか」ということで規定を設けたということです。

◆外国人居住者が人権侵害されぬ尊厳保持に対応できる事業展開が必要

——第3番目の質問ですが、この法案の第12条から第26条に書かれた「基本的施策」の実現、つまり日本語教育の普及、育成、充実には先ほどの財政の裏付けが必要なわけですが、その手当、方策は、これからの課題と考えられますが、この点は、いかがお考えですか。

馳浩先生 それこそ、法律を作った肝です。立法の上で、立法を根拠に、立法と立法事実があります。この4月1日から始まった出入国在留管理庁が、管理していくことになる在留外国人の実情に応じた日本語教育が、各段階において適切に提供できるような財政措置をしなければいけない。これは「財政措置を講ずるものとする」と、法案にきちんと書きこ

みました。立法事実は外国人労働者を受け入れることです。特定技能2号の場合には、ご家族は帯同も可能である。更新も可能であると。その方々が安定的に、つまり持続可能性のある形で日本に生活していくことができるように。少なくとも災害の多いわが国ですから、多様性の包摂は必要ですが、危機管理の面からも、外国人居住者は、やっぱり災害に巻き込まれた時に人権が侵害されないよう、人としての尊厳を保持しつつ対応できるように、そういったことが読み込めるような様々な事業展開が必要だと考えています。

——今年度予算に日本語教育関連費用として「220億円が計上されている」という話もありましたが、財政の裏付けと手当の方策は、どの程度具体的に検討されているのですか。

馳浩先生 これは我々のレベルからすると、桁がまったく違います。法律に基づいて財政を細かく検討するのは、政府がやるべき仕事です。私達が検討している日本語教育の推進に必要な財政、言われている額とは、桁が違います。一桁上乗せしないといけないぐらいの政策をやらないと、我が国は、韓国に負けちゃいます。韓国や台湾や、外国人材の獲得において、より専門性のある職種も、第一次産業もそうですが、様々な実業の現場で、働く外国人を獲得するために手を打っています。今や世界は、獲得競争に入っている時代です。にも関わらず、我が国は遅れているのが実情です。従って、外国人は母語を大切にしながらも、とくに子供さんの場合には、母語を大切にしながらも、わが国で働き、生活していく上で必要なコミュニケーションツールとしての日本語を習得してもらい、支えることが必要です。次の段階が、日本語を習得することによって、母国の文化を大事にしながらも、日本の文化を理解する趣旨で、日本語教育を学ぶことによって日本人や日本の文化を理解していただく。こういう姿勢が必要だと思います。

——外国人材の受入れの場合、先ほど言われた台湾とか韓国とか、日本の先を行っているということですが、どこが日本と違いますか。

馳浩先生 そうですね。やっぱり、ブローカーの暗躍です。わが国は、残念ながらこれを見逃してきた。私は、正直、そう言わざるを得ない。つまり、国、公的機関が関与することによって、外国人労働者を食い物にするような民間ブローカーの暗躍を防ぐ。そこから外国人労働者を守ることが、本来、公的機関が果たすべきことであって、日本語留学生を受け入れている日本語教育機関が、民間企業と結託して暗躍したりとか、安い労働力として買い叩いていたりするような現状。雇用環境が劣悪なまま、人手不足を解消するためだけに外国人労働者を酷使している現状。危険な目に合わせている状況は、絶対に打破しなければいけない。そういう面においては、まさしく韓国や台湾が国策として取り組んでいることに比べれば、日本の現状は本当に恥ずかしいと思います。

——法的な整備も向こうの方が進んでいる感じですね。

馳浩先生 そういう印象を受けますので、日本は周回遅れかもしれませんが、外国人労働者に選ばれる国になるためには、この日本語教育推進基本法は必須だと考えています。

——4番目の質問ですが、この附則第2条に、日本語教育機関に関する問題が検討課題として色々あがっています。①機関の類型と範囲、②責務の在り方、③評価制度の在り方、④

日本語教育支援の適否と在り方があがっていますが、附則 2 条については、馳先生はいかがお考えでしょうか。

馳浩先生 それは簡単な話です。立法に基づき実態調査を国が行う。ここが先にあるべきだと考えます。

——これは具体的に動いていますか。

馳浩先生 今回の出入国在留管理庁において、基本的には文科省と関係省庁と連携して行っているはずですが。これはまあサービスが始まったばかりですから、私は、立法に基づいて類型化する形で整理をしていく。その上での支援が必要だと思います。

——明らかに、それに沿った調査が行われていますか。

馳浩先生 この立法に丸まる 3 年かかっています。この間、関係省庁、日本語教育機関、学校教育法の 1 条校や、あるいは 134 条校（各種学校）、126 条校（専門学校）など、すべて関係機関と調節して立法しています。関係者は、今回のこの出入国在留管理庁がスタートするに当たって連携していますから、必要なことは網羅しているとの認識です。

——この中で評価制度、日本語教育支援の適否、これは文科省が具体的に中心となって制度作りを行うと考えていいのですか。今までは、法務省が告示制度を設けて主に行ってきた、文科省が補助的に行ってきたのですが。

馳浩先生 文科省が表に出てきただけの話であって、これまでも文科省がやってきています。実質的なことはやっているの、後は法文上のテクニカルな問題です。

——5 番目の質問ですが、7 条の 1 の「連携の強化」で、日本語教育機関について定義をしていますが、その際、1 条校や 126 条（専門学校）、134 条（各種学校）は入っていますが、会社立や個人立への言及がなかったのですが。

馳浩先生 入っていますよ。「日本語教育機関」として入っています。

——この言葉で括っているということですね。

馳浩先生 そういうことです。それは法文上の整理ですから、本当は基本法ですから、会社立の日本語教育機関と日本語教育学校と二つで括ろう、と最初はしていたのですが、やっぱり 1 条項と専門学校、各種学校では、明確に根拠条文が違いますので、当事者から「きちんと書いて欲しい」と要望があり、類型化するに当たって「それはそうだな」と、後で定義に書き加えただけの話ですので、会社立は、日本語教育機関ということですよ。

◆海外における日本語教育の普及は重要な外交政策

——6 番目の質問は、海外の日本語教育についてですが、私共が発行している『留学生通信』でも、調べて紹介したことがあります。中国の『孔子学院』とか韓国の『世宗学堂』などは、国が国家戦略として、全面的に推進して中国語教育、韓国語教育の普及を猛烈な勢いで進めてきました。それに対して、外務省は、日本語の海外普及について国際交流基金に任せてお茶を濁す程度にしかやってこなかったように見えるのですが、そこはいかがお考えですか。

馳浩先生 まったく認識は同じくするところで、「国際交流基金の予算の額は、丸1つ増やさないといけない」という認識です。例えば、まあ代表的なブラジルやペルーみたいな日系人社会が確立しているところでは、日本語教育センターは、文化の拠り所であると共に、日系人にとりましては2つの意味があります。ルーツが日本であるが故に、日本について、自分のアイデンティティーを確立する上で、日本語を学ぶという点と、日本に仕事に行くために、あるいは日本の文学を学ぶ、日本の工学を学ぶでもいいのですけれど、専門性を持った職の習得の上での日本語教育という、私はこの2つの大きな柱が必要だと思っています。

日本人としてのルーツを日系人が、2世、3世になると、なかなか持ちえないのが文化性ですが、おそらく漫画、アニメとか学ぶことによって、あるいは日本語教育を受けることによって自覚を持つ。これは1つの重要な外交政策だと考えています。

——大学、あるいは日本語教育機関における留学生の不法滞在問題、あるいは非行問題など留学生にまつわる色々な問題が起きていますが、1つには学校側の留学生に対する管理がしっかりしていないのではないかという側面、もう1つは学生の質を問わずに集めるブローカーの存在が言われていますが、この留学生をめぐる違法・不法問題の多発はいかがお考えですか。

馳浩先生 大変、残念に思っていますし、夢を持ってわが国来てくださった外国人に対して、学生さんの家族に対して大変失礼であり、日本の信頼を地に落とす問題だと思っています。従ってその対策は、今般の出入国在留管理庁の大きな役割で、留学生の在籍管理する学校側の管理問題でもあり、厳しく問われることが1点目。当然、その送り出し機関の面倒見や、悪質ブローカーの排除対策は、抜本的な対策だと思っています。

——逆に言えば、これは国の出先機関の充実の問題でもありますね。

馳浩先生 おっしゃる通りですね。

——少し、質問がそれますが、新しい元号が「令和」と決まりましたが、古典の『万葉集』から採られて非常に良い元号だと思い歓迎しておりますが、新聞の評にもあるように、非常におおらかで、それでいて清新な感じがする元号だと思いましたが、留学生にこの元号を理解してもらおうと、良い教材になるのではないかと思います。馳先生は、この元号をいかに受け止められましたか。一言、ご感想をお聞かせ下さい。

馳浩先生 大変高く評価しております。元々、『万葉集』が成立したのが、西暦で言うと780年ぐらいですか。今から約1200年以上前ですか。実はその前の西暦500年代の中国の古典である詩文集の『文選』に同じような表現があるのですね。わが国は、中国から多くの土木技術や律令制度や、そして漢字や字や文化を学んでくる中で、わが国独自の言語文化、文学を確立せしめたのも『万葉集』です。そういうわが国の成り立ち、そこには当然、律令制度があるわけで、そこを権威づけたのが天皇制ですから、そういう意味では、わが国の歴史を学ぶ上で、伝統を学ぶ上で欠くことができないのが、元号制度であるわけです。

私は世界に誇るものだと思います。そして「令」という文字にはたくさんの意味があります。やっぱり「美しい」「素晴らしい」は、ご令息の「令」、ご令嬢の「令」。「立派な」とか、

「良い」とか、そういう意味として、元号を捉えております。

加えて「大和心」の「和」の漢字が採られていることは、非常に斬新でもあり、日本らしい元号として、新しい時代を迎えるのに相応しい元号だと思います。従って元号について学ぶことも、日本語教育について、1つのやっぱり要素ではないかと思っております。

——そうですね。最も基礎的なところかも知れませんね。

馳浩先生 元号がスタートした時点から、天皇1代限りで1つの元号であるということは、正しく学ぶことはいいことです。外国で言えば、国王が変わるたびに前の国王一族郎党が皆殺しにあうような歴史もあります。ところが、わが国はそうではなくて、万世一系、男系で繋がっていることは何を意味するかは、権力を我まま放題の権力として使うのではなく、象徴として政治的に捉えてきた歴史があるわけです。

——権力と権威の分離ということですね。

馳浩先生 そういう意味では、権威と権力の分離という事は、現在において確立してきたわけですがけれども、過去に措いてすら、神聖なる天皇と、生々しい権力とは、敢えて分離してきたという歴史を学ぶことは、外国の方に日本人の性質を理解していただく上でも意味あることではないかと思えます。

——よくここまで超党派でまとまってこられたなという感じをうけます。自民党から共産党まで議連に入っていない政党はないですか。

馳浩先生 皆、入っています。当時のリーマンショックの後に「大変なことだ」と、その時、やはり皆が「これは何とかしないといけない」と言うので、当時、共産党が宮本岳志さんとか。いま現在で言えば、畑野君枝さん、公明党が富田茂之さんや池坊保子さん、現在で言えば、浮島智子さん、後、亡くなったけれども山下栄一さん、関西創価高校の社会の教員をしていたのですけれど、わが党で言えば、河村建夫先生を筆頭にして、私、松野博一さんもそうですね。こういうメンバーが中核でいらしたのです。「これはやっぱりやらざるを得ない」と、外国人集住都市に外国人労働者がいてですね、問題になっていて、日本語教育推進議員連盟を作ったのです。